農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案新旧対照条文

(注)傍線は改正部分を示す。

改正案	現
義	義
第四条 (略)	第四条 (略)
2 この法律において「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規	2 この法律において「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規
模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、	模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、
この法律で定めるところにより、第七条第一項の承認を受けた法人	この法律で定めるところにより、第七条第一項の承認を受けた法人
(以下「農地保有合理化法人」という。) が行う次に掲げる事業を	(以下「農地保有合理化法人」という。)が行う次に掲げる事業を
いう。	いう。
- (略)	一・二 (略)
三 農地売買等事業により買い入れた農用地等を第十二条第一項の	三 農地売買等事業により買い入れた農用地等を第十二条第一項の
認定に係る農業経営改善計画(第十二条の二第一項の規定による変	認定に係る農業経営改善計画に従つて設立され、又は資本を増加し
更の認定があつたときは、その変更後のもの。第七条第四項第二号	ようとする農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七
において同じ。) に従つて設立され、又は資本を増加しようとする	項に規定する農業生産法人 (以下「農業生産法人」という。)に対
農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定す	し現物出資し、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を
る農業生産法人(以下「農業生産法人」という。) に対し現物出資	当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡
し、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生	する事業
産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業	
四 (略)	
3 (略)	四 (略)
	3 (略)
(農業経営改善計画の認定等)	(農業経営改善計画の認定等)
第十二条 (略)	第十二条 (略)

ないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該下「認定計画」という。)が同条第四項各号に掲げる要件に該当し2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業経営改善計画(前るときは、同意市町村の認定を受けなければならない。 (農業経営改善計画の変更等) (農業経営改善計画の変更等)	5 (略) [削る。] - その他農林水産省会で定める基準に適合するものであること - 4	世界本く音音をできりな基準に適合するものであるによる。 、その認定をするものとする。 、その認定をするものとする。 常改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認め 言改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認め	業経営の改善のために行う措置に関する計画を含めることができるの提供を受ける者又は当該農業経営の円滑化に寄与する者が当該農は営もうとする者から当該農業経営に係る物資の供給若しくは役務3 第一項の農業経営改善計画には、当該農業経営を営み、若しく2 (略)
	5 (略) る。 の取消しその他農業経営改善計画に関し必要な事項は、政令で定めの取消しその他農業経営改善計画に関し必要な事項は、政令で定める。	は、その認定をするものとする。他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときの農業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであることその3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、そ	2 (略)

認定農業者に係る同条第三項に規定する者(第十三条の三において 関連 事業者等」という。 が認定計画に従つてその農業経営を改

定を取り消すことができる。 善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、 その認

準用する。 3 前条第四項の規定は、 第一項の規定による変更の認定につい

(認定農業者への利用権の設定等の促進)

Ιţ 第十三条 2 { 4 定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。 用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出があつた場合に いて利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利 それらの申出の内容を勘案して認定農業者に対して利用権の設 (略) 同意市町村の農業委員会は、 認定農業者から農用地につ 第十三条

農地法の特例)

連事業者等についての農地法第二条第七項第二 規定する措置として認定農業者に出資している場合における当該関 第十三条の三 に従つてその法人に出資している同項に規定する関連事業者等を除 ては、 農業経営基盤強化促進法第十二条の二 以下この号において同じ。 同号中「 関連事業者等が認定計画に従つて第十二条第三項に トに掲げる者の数」 の 数 」 とあるのは、 とする。 |第二項に規定する認定計画 一号の規定の適用につ

(課税の特例)

第十四条 とみなされた者を除く。)であつて認定計画に従つて新たに農業経|とみなされた者を除く。)であつて第十二条第一項の認定に係る農 認定農業者(第二十三条第七項の規定により認定農業者

(認定農業者への利用権の設定等の促進)

定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等に 者(以下「認定農業者」という。 出の内容を勘案して認定農業者に対して利用権の設定等が行われ ついてあつせんを受けたい旨の申出があつた場合には、 よう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。 同意市町村の農業委員会は、)から農用地について利用権の 前条第 項の認定を受け それらの申 る 設 た

2 { 4 略)

1 第十四条 認定農 (課税の特例) 認定農業者(第二十三条第七項の規定により認定農業者

営を営み、又は農業経営の規模を拡大したものは、 る固定資産につい (昭和三十二年法律第二十六号) て特別償却をすることができる。 で定めるところにより、 租税特別措置法 その 有す

(農用地利用規程)

第 二十三条 (略)

2 • (略)

から、 来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと|来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されない 員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の 業生産法人 (以下「特定農業法人」という。 設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農 上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点 認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業 4 第一項に規定する団体は、 当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の 農用地の保有及び利用の現況及び将) 又は当該団体の構成 同意を得て、

農業法人又は特定農業団体の同意を得て、 当するものに限る。 利用の集積を行う団体(農業生産法人を除き、 ことが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該 以下「 特定農業団体」 農用地利用規程に定める という。 農業生産法人となる)を、当該特定

号に掲げる事項のほか、 前項の規定により定める農用地利用規程においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。 第二項 各

ことができる。

特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

の目標 特定農業法人又は 特定農業団体に対する農用地の利用の 集積

等及び農作業の委託に関する事項 特定農業法 人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定

経営を営み、又は農業経営の規模を拡大したものは、 業経営改善計画 (以下「認定計画」 する固定資産について特別償却をすることができる。 法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、 という。)に従つて新たに農業 租税特別措置 その 有

農用地利用規程)

第二十三条 (略)

2 • (略)

から、 上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観 認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分につい 4 産法人(以下「特定農業法人」という。 設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生 第一項に規定する団体は、 当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権 農用地利用規程に定めることができる。 農用地の保有及び利用の現況及び将 を、 当該特定農業法 て農業 の 点

号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。 前項の規定により定める農用地利用規程においては、 項

特定農業法人の名称及び住所

特定農業法 人に対する農用地の利用の 集 不積の目!

Ξ 特定農業法人に対する農用地 の利用 権の設定等及び農作業の

委託に関する事項

6

同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地 利

請 げる要件に該当するときでなければ、 用 6 に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、 規程について第一 同意市町村は、 項の認定の申請があつた場合において、 前項に規定する事項が定められている農用地利 第一項の認定をしてはならな 次に掲 その申 ιį

ついて農作業の委託を受けることが確実であると認められること。 業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地に 法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作 等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつた場合に、 申 請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定 特定農業

7 • 8 (略)

9

特定農用地利用規程の有効期間は、

政令で定める。

9

利 農業委員会、農業協同組合及び農地保有合理化法人に対し、 10 用改善事業に関し、 第一項の認定を受けた団体 必要な助言を求めることができる。 以下「 認定団体」という。 農用地 Ιţ

農用地利用規程の変更等)

の構 産法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令 なつた場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業生 が ならない。 規程を変更しようとするときは、 第 一十三条の一 成員を主たる組合員 農林水産省令で定めるところにより、 ただし、 認定団体は、 特定農用地利用規程で定められた特定農業団体 社員若しく 前条第 同意市町村の認定を受けなければ は株主とする農業生産法人と 項の認定に係る農用地利用 その組織を変更して、 そ

> 用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、 げる要件に該当するときでなければ、 請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、 第一項の認定をしてはならな 次に掲 その

申

略)

委託を受けることが確実であると認められること。 法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の 等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつた場合に、 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定 特定農業

7 8 略)

10 取消し、 で定める。 第一項の認定を受けた団体は、 前各項に規定するもののほか、 特定農用地利用規程の有効期間その 農用地利用規程の認定及びその 農業委員会、 他必要な事項は、 農業協同組合及び 政令

農地保有合理化法人に対し、 言を求めることができる。 農用地利用改善事業に関し、 必要な助

で定める軽微な変更をしようとする場合は、 この限りでない。

をした後、 令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。 2 認定団 体は、 遅滞なく、 前項ただし その変更した農用地利用規程を同意市町村に 書の場 合 同項ただし 書の農林水産省 Ιţ そ 変更

規 程 の 3 届 変 け出なければならない。 更後のもの) 前 意市町村は、 |項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、 に従つて農用地利用改善事業を行つてい 認定団体が前条第一 項の認定に係る農用地 ない こと 利 そ 用

その り消すことができる。 他政令で定める事由に該当すると認めるときは、 その認定を取

の 認定又は届出について準用する。 4

前条第三項及び第六項の

規定は第

項の規定による変更の認定

につい

て

同条第八項の規定は第一

項又は第

項

の

規定による変更

第 定又は変更の認定に関し必要な事項は 条の三 前二条に定めるも の の 農林水産省令で定める。 ほ か 農 用 地利用規 程の

勧

勧 奨)

利用

る場合には、 地の所有者 (所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者があ 度に比し著しく劣つていると認められる農用地について、当該農用 上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程 総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、 改善事業を行う認定団体 第二十四条 権 農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体に利 の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。 その者)である当該認定団体の構成員に対し、当該特 特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用 ij その実施区域内の農用地の効率的かつ その農業 合には、 利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に 第二十四条 委託を行うよう勧奨することができる。 利用規程で定められた特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の 比し著しく劣つていると認められる農用地について、 的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、 改善事業を行う団体は、 所有者 (所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場 その者) である当該団体の構成員に対し、 特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地 その実施区域内の農用地の 当該特定農用地 効率的かつ総合 当該農用地の その農業上の

用 定

6

(遊休農地に関する措

地 が 該農地の所有者 (所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者 この条において同じ。) が次の要件に該当すると認めるときは、当 除 第 の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をすることができる ある場合には、その者。 二十七条)内に存する農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下 同意市町村の農業委員会は、 第三項において同じ。) に対し、当該農 その区域(市街化区域を

へ 略

ることができる。 なお当該指導に係る農地が相当期間耕作の目的に供されないときは 2 同意市町村の長に対し、 農業委員会は、前項の規定による指導をした場合においても、 次項の規定による通知をするよう要請す /、 2

とする。 ると認めるときは、 当該農地を含む周辺の地域の農業の振興を図る上で著しく支障があ の所有者に対し、 当該要請に係る農地が引き続き耕作の目的に供されないことが 同意市町村の長は、 当該農地が特定遊休農地である旨を通知するもの 農林水産省令で定めるところにより、 前項の規定による要請を受けた場合におい 当該農地 て できる。 3

通知に係る特定遊休農地の農業上の利用に関する計画を同意市町村 起算して六週間以内に、 前項の規定による通知を受けた者は、 農林水産省令で定めるところにより 当該通 知 があつた日から

進されないおそれがあると認めるときは、 5 の長に届け出なければならない。 意市 届 ات 町 おける農用地 村の長は、 に係る計画 の 前 内容から の農業上 項の規定による届出があつた場合におい みて、 の 効率 当該届出をした者に対し ·的かつ総合的な利用が促 該 地

(遊休農地に関する措置)

|対し、当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をする ことができる。 がある場合には、その者。 該農地の所有者 (所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者 |この条において同じ。) が次の要件に該当すると認めるときは、当 除く。)内に存する農地(耕作の目的に供される土地をいう。 第二十七条 同意市町村の農業委員会は、 以下「 遊休農地所有者等」という。)に その区域(市街化区域 以下

一・二 (略)

| なお当該指導に係る農地が相当期間耕作の目的に供されないときは ることができる。 同意市町村の長に対し、 農業委員会は、前項の規定による指導をした場合におい 次項の規定による勧告をするよう要請す ても、

ると認めるときは、 |当該農地を含む周辺の地域の農業の振興を図る上で著しく支障があ 当該農地の農業上の利用の増進を図るべきことを勧告することが 当該要請に係る農地が引き続き耕作の目的に供されないことが 同意市町村の長は、 遊休農地所有者等に対し、 前項の規定による要請を受けた場合におい 相当の期限を定めて

図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。、相当の期限を定めて、当該特定遊休農地の農業上の利用の増進を

遊休農地の買入れ又は借受けの協議を行うことを拒んではならないにおいて、当該通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該特定は機地の買入れ又は借受けの協議を行うことができる。この場合には経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る特定遊れ法人は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を

売り渡し、又は貸し付ける等により、当該特定遊休農地の農業上のより受けた農地保有合理化法人は、当該特定遊休農地を認定農業者に8.前項の規定による協議に係る特定遊休農地を買い入れ、又は借8.

| 9|| 同意市町村の長は、第四項の規定による届出があつた場合にお||利用の増進に努めるものとする。

ついてあつせんを受けたい旨の記載があるときは、その旨を農業委いて、当該届出に係る計画に当該特定遊休農地の利用権の設定等に

員会に通知するものとする。

(農業協同組合法等の特例)

項の農用地の所有者からの申出があつたものとみなす。

前項の規定により農業委員会に通知があつた場合は、

第 10

ではならない。

する。し付ける等により、当該農地の農業上の利用の増進に努めるものとし付ける等により、当該農地の農業上の利用の増進に努めるものと農地保有合理化法人は、当該農地を認定農業者に売り渡し、又は貸の規定による協議に係る農地を買い入れ、又は借り受けた

農業協同組合法等の特例

たる地位を失わないものとする。 定めるものに限る。)は、 林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農業協同組合の定款で 協同組合の組合員たる個人(認定団体の構成員であることその他農 組合法第二十二条第一項第一号の事由に該当することとなつた農業 画 第三十二条 の定めるところによつて利用権が設定されたことにより農業協同 同法第十六条第一項に規定する准組合員たる地位以外の組合員 第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計 同法第二十二条第一項の規定にかかわら 二条第一項の規定にかかわらず、同法第十六条第一項に規定する准 で当該農業協同組合の定款で定めるものに限る。)は、同法第二十 の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当する者 協同組合の組合員たる個人(第二十三条第一項の認定を受けた団体 第三十二条 組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わないものとする。 組合法第二十二条第一項第一号の事由に該当することとなつた農業 画の定めるところによつて利用権が設定されたことにより農業協同 第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積

組合法人の定款で定めるものに限る。)について準用する。) はのことその他農林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農事、は第一号の事業を行う農事組合法人の組合員(認定団体の構成員で認いの第一時の事由に該当することとなつた同法第七十二条の八第一項業協同組合法第七十三条第一項において準用する同法第二十二条第二集積計画の定めるところによつて利用権が設定されたことにより農業の、前項の規定は、第十九条の規定による公告があつた農用地利用

ま準に該当する者で当該農事組合法人の定款で定めるものに限る。で認定を受けた団体の構成員であることその他農林水産大臣が定めるー項第一号の事業を行う農事組合法人の組合員(第二十三条第一項の第一項第一号の事由に該当することとなつた同法第七十二条の八第一農業協同組合法第七十三条第一項において準用する同法第二十二条第用集積計画の定めるところによつて利用権が設定されたことにより農工・100円の規定は、第十九条の規定による公告があつた農用地利用では、第一項の規定は、第十九条の規定による公告があった農用地利用

(過料)

料に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過な

|に農用地を譲り渡した者| | 第十三条の二第五項の規定に違反して、同項に規定する期間内

届出をした者
「第二十七条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の」」

(過料)

る期間内に農用地を譲り渡した者は、十万円以下の過料に処する。第三十九条の第十三条の二第五項の規定に違反して、同項に規定す

税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六号)

租

注)傍線は改正部分を示す。

ものに該 ことについて財務省令で定 、第三号 産が、第二号に定める資産で 関定によ した金額とする。ただし、 して計算 当する金額との合計額以下 の月一日 一 当該個人(現に農業を がら平成十五年三月三十一 のがの要経費に算入される金 がら平成十五年三月三十一 の方では の合計額以下 の号及び である資産で の言語資 で同項の規定により計算し	財務省令で定めるところにより証明が一つの合計額以下の金額で当該個人が必要に、現に農業を営む者に限る。)が、平の合計額以下の金額で当該個人が必要に、現に農業を営む者に限る。)が、平の合計額以下の金額を下ることはできない、当該資産の間に農業経営基本での号及び次号におり計算した償却費の額とその百分により計算した償却費の額とその百分により計算した償却費の額とその百分により計算した償却費の額とその百分により計算した償却費の額とその百分により計算した償却費の額とその百分により計算した償却費の額とその百分により計算した償却費の額とその百分により計算した償却費の額とその百分により計算した償却費の額とその百分により計算した償却費の額とその百分により計算した償却費の額とその百分により計算した償却費の額とその百分により計算した償却費の額とその百分により計算した償却費の額とその百分により計算した償却費の額とその百分により計算した償却費の額とその百分によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに
、当該資産につい 、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該資産についに算入する金額は してその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額はに算入する金額は してその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額はの全部を譲渡し、当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡しの全部を譲渡し、当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡しの各号に規定する 第十三条の三 青色申告書を提出する個人が、次の各号に規定するの割増償却) (農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却) (農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却)	、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該資産、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該資産に日の前日の属する年までの各年(第一号に掲げる場合(同に日の前日の属する年までの各年(第一号に掲げる場合(同いでは、その年の十二月三十名は第二項の規定の適用を受ける年を除く。)の十二月三十名時に掲げる場合に該当する場合には、その年の十二月三十名時に掲げる場合に該当する年を除く。)の十二月三十名号に掲げる場合に該当する場合には、その年の十二月三十名号に掲げる場合に該当する個人が、次の各号に規第2年をの年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算る場合に該当する場合には、その年の十二月三十名の代表に表げる場合に該当する場合には、その年の十二月三十名の前日のように該当する個人の機械等の割増償却の代表に対している。)においては、第二十五条の単位の対象のでは、第二十五条の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の

これ びその附属設 として営む場 計 に 画に係 該当する場合には、 認定前に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者 に 類する構築物 かつ、 る認定 るとし その 備 の 並びに生物) 日以 年にお て 政 そ 当該 後 の 令で定める場 に取得し、 他 ١J の て当該農業経 減 (当該個 《価償却 政令で定めるものを含む。 又は製作し、 資産のうち新たな農業経営改善 人が当該農業経営改善計 合 営改善計 農業用 若しくは建設した の 画に係る農業を主)機械 及び装置 建 一画に係 物及 として営む場合とし 当し、 これに類する構築物 に該当する場合には、 る認定前に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのあ 計画に係る認定の びその附属設備並びに生物 かつ、その年におい 日以 その て政令で定める場 当該 後 に取得し、 他 て 当 減 の (当該個 価 政令で定め 償却資産 該農業経 又は製作し、 人が当該農業経営改善計 合 るもの のうち新たな農業経営改善 営 農業 改善計 を含 用 若しくは建設した の 画に係る農業を ֝׆֪ 機 械及び装置 建物及 る者 に 係

略

も

のに限っ

శ్

ものに限る。

イ〜ニ 5

略 略

四 3

5 四 略

3 略

業経営改善計画等を実施する法 人の機械等の割増償却

合には、 る認定のあつた日から当該認定のあつた日を含む事業年度開 (当該認定の 当該 |連結事業年度開始の日) あつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場 以後五年を経過した日の前日 始 の日

までの 限 年度及び第一号に掲げる場合(同号二に掲げる要件を満たす場合に శ్ 期間内の日を含む各事業年度 における第六十七条の三第一 (連 項の規定の適用を受け 結事業年度に該当する事業 うる事業

場合には、

同日に

おいて当

該法人の

有する当該各号に定める減

価償

法人税法第三十一条第

年度を除

終了の日に

おいて当該各号に掲げる場合に該当する

却

資産に係る当該事業年度の償却限度額は、

- 六条の \equiv 青色申告書を提出す る法人が、 次の各号に規定す

第四十

農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の 割増償 却

る認定の 第四十六 (当該認定のあつた日を含む事業年度が 、条の三 あつた日から当該認 青色申告書 を提出する法人が、 定のあつた日を含む事業年度開 連結事業年度に該当する場 次の各号に規 定 の \Box

年度及び第一号に掲げる場合(同号二に掲げる要件を満たす場合に までの 合には、 期間内の日を含む各事業年度 当該連結事業年度開 始の日) (連結事業年度に該当する事 以後五年を経過した日の 前 業

却資産に係る当該事業年度の償却限度額 限る。 場合には、 年度を除く。 における第六十七条の三第一 同日において当該 終了の日に お 法人の有する当該各号に定める減 ١١ て当該各号に掲げる場合に該当する 項の規定の適用を受け は 法人税法第三十一条第 る事 価 業

(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合 当該資産の普通償却限 (当該 項 度 額 には、 一項又は第二項の規定(第五十二条の二の 又は第四 (第五十二条の二の規定の 同条の規定 [項に規定する政令で定める金額) を含む。) にかか 適用を受け わらず、 と特別償却 る場合には 規定の適用を受ける場 当該資 産 限 の普通償却 同条第一 額 (当 項 限

普通償却限度額の百分の二十 (当該資産が第二号又は第三号に定め

又は

第四

項

に

規定する政令で定める金額)

償却限度額の百分の二十 (当該資産が第二号又は第三号に定め

度

額

第五十二条の二の

規定の

適用

を受ける場合には

同条第一

と特別償却限

度額

に

には、

同

条の規定

を含む。

にかか

わらず、

項又は第二項の規定

の る資産である場合には、 合計額 項に規定する特別償却 (第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、 百分の十二)に相当する金額をいう。)と|る資産である場合には、 不足額又は同条第四項に規定する合併等特 同条第 一項に規定する特別 の合計額(第五十二条の二の

れ 営改善計画(同法第二十三条第七項の規定により認定計画とみなさ での間に農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経 たものを除く。 当該法人が、平成五年四月一日から平成十五年三月三十一日ま 以下この号において「農業経営改善計画」という

別償却不足額に相当する金額

を加算した金額)とする。

法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。)に係る同法第十二条第四項の認定を受けた農業生産法人(農地 以下この号に おい

償却資産のうち新たな農業経営改善計画に係る認定の日以後に取得 係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、 のを含む。 業用の機械及び装置 (これに類する構築物その他の政令で定めるも 人が当該農業経営改善計画に係る認定前に他の農業経営改善計画に)、建物及びその附属設備並びに生物(当該農業生産法 これらの 減価

務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合

て同じ。

又は製作し、 若しくは建設したものに限る。)

(略)

2 . 略)

業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却

結子法人を除く。 全支配関係に 第六十八条の三十二 八条の百 (件を満たす場合に限る。 ある連結子法人(第一号に掲げる場合(同号二に掲げ 一 第 一 が、 項の規定の適用を受ける連結親法 連結親法人又は当該連結親法人による連結完 次の各号に規定する認定のあつた日から当 には、 その 連結 事業年度におい 人又は その連 て第

別償却不足額に相当する金額を加算した金額) |償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特 百分の十二)に相当する金額をいう。)と 規定の適用を受ける場合には、 とする。

)で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財 農 業用の機械及び装置 (これに類する構築物その他の政令で定め て同じ。)で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについ 法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。 れたものを除く。 | 営改善計画(同法第二十三条第七項の規定により認定計画とみなさ での間に農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業 償却資産のうち新たな農業経営改善計画に係る認定の日以後 係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、 人が当該農業経営改善計画に係る認定前に他の農業経営改善計 のを含む。)、建物及びその附属設備並 務省令で定めるところにより証明がされ)に係る同法第十二条第三項の認定を受けた農業生産法人(農 当該法人が、平成五年四月一日から平成十五年三月三十一日 以下この号において「農業経営改善計画」という びに生物 (当該農業生産法 たものに該当する場合 以下この号に これらの減 に取 る て お 財 地

又は製作し、 若しくは建設したものに限る。)

略)

2 .

結子法人を除く。 六十八条の百 る要件を満たす場合に限る。 全支配関係にある連 第六十八条の三十二 農業経営改善計画等を実施する法人の機 一第一項の規定の適用を受ける連 が、 [結子法人 (第一号に掲げ 連結親法人又は当該 次の各号に規定する認定のあつた日から当)には、 その 連 連 :る場合 **注結親法**: 結事業 等の割増償 足結親法 年度におい (同号二に掲げ 人による連 人又は その て第

限度額 償却 する 物 た か を 受けた農業生産法人(農地法第二条第七項に規定する農業生産法人 農業経営改善計 定により認定計画とみなされたものを除く。 条 平 償 項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別 計 産 第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額 第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、 同条の規定を含む。 第 する当該各号に定める減 む 年 日 該 いう。 も を 第 却不足額に相当する金額を加算した金額) 額 である場合には、 場合には、同日におい 各連結事業年度終了の 度 を のに 満たすことについ 十五年三月三十一日までの間に農業経営基盤強化促進法第十二 限度額の百分の二十 (当該資産が第二号又は第三号に定める資 項の規定 個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は 開 含む事業年度 定のあつた日を含む 当該連結親法人又はその連結子法人が、 第六十八条の四十の ば 始の日) 項に規定する農業経営改善計画 に該当す の政 以下この号において同じ。 (当該農業生産法人が当該農業経営改善計画に係る認定前 法人税法第八十一条の三第一 令で定 (第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、 る場 画 以 が連 後五年 め という。 百分の十二) にかかわらず、 て財務省令で定めるところにより証 結 日に 連結 価 も て当該連結親法人又はその連結子法人の有 を 事 農業用の機 業年 規定の適用を受ける場合には、 経 僧却資産に係る当該連結事業年度 の を含 過 おいて当該各号に掲げる場合に 事 度 に係る同法第十二条第四項の認定 ,業年度開始の日 U に相当する金額をいう。 た日の が に) で、 械 該当しない場合には、 当該資産の普通償却限度額 及び装置 (同法第二十三条第七項 項の規定により同項に規定 前日ま 次に掲げる要件の 建物及びその とする。 平成五年四月一日 以下この号に での (当該認定の (これに類 期間 同条第一項又は 附 内の (当該 当該) との合 する 同条第一 明 お がされ の償却 設 該当す い l١ 日 あつた 構築 ずれ の規 から 普通 を含 事業 て「 を 並 条第一 物 たも 平成十五年三月三十一日までの間に農業経営基盤強化促進 びに生物 受けた農業生産法 農業経営改善計画」という。 項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特 産である場合には、 償却限度額の百分の二十 (当該資産が第二 第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、 する個別損金額を計算する場合における同法第三十一 限度額は、 る場合には、 む各連結事業年度終了の日に 年 該認定のあつた日を含む連結事 かを満たすことについ をいう。 定により認定計画とみなされ 計額(第六十八条の四十の規定の適用を受け 第四項に規定する政令で定める金額) 同条の規定を含む。 第二項の規定 (第六十八条の四十の規定の する当該各号に定める減価償却資産に係る当該連結 日を含む 償却不足額に相当する金額を加算した金額) 度開 そ のに の 当該連結親法 項に規定する農業経営改善計画 他 始 該当する場 以下この号において同じ。 の日) 以後五年 事業年度が連 の政令で定 (当該農業生産法人が当該農業経営改善計 法人税法第八十一条の三第一 同日に 人(農地法第二条第七項に規定する農業生産 人又はその連結子法人が、 かる 百分の十二) 合 おいて当該連結親法人又はその連結子法 にかかわらず、 |結事業年 て財務省令で定めるところにより証明 · を経 も 農業用の機 のを含む。 たものを除く。 おいて当該各号に掲げる場合に該当す 過した日の 業年 に係る同法第十二条第三項の認 度に該当し に相当する し で、 度開 械及び と特別償却限度額 当該資産の普通償却限度 (同法第 項の規定により同項に 前 始 |号又は第三号に定め 装置 ない 次に掲げる要件のい 適用を受ける場合に 日 の日 建 とする。 1までの 金額 物 平成五年四月 る場合には、 以下この (これ 場合には、) 当 及 一十三条第七項 び をいう。 画に係る認定前 そ 同条第 事業年度 期 該 号にお 条 第 間 認定の の 内 類 法第十二 する 同 の との合 項 日 . 条 第 項 の償 人の あつ が 日 され ずれ 7 る資 文は 文は !規定 は 法 定 か 額 を の 普 規 通 却 有

	2 · 3 (略)	一・三 (略)	イ〜ニ (略) / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	に限る。) に	に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したもの に	る場合には、これらの減価償却資産のうち新たな農業経営改善計画 る	に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当す に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当す
	2 · 3 (略)	・三 (略)	イ~二 (略)	に限る。)	に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したもの	る場合には、これらの減価償却資産のうち新たな農業経営改善計画	に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当す

(注)
傍線は改
以正部分
を示す。

2~7 (略)	2~7 (略)
二~四 (略)	
口(略)	口 (略)
کی	ること。
三条第一項に規定する認定農業者であつて農業を営むものであるこ	一条の二第一項に規定する認定農業者であつて農業を営むものであ
イ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十	イ 農業経営基盤強化促進法 (昭和五十五年法律第六十五号) 第十
一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者	次に掲げる要件のいずれにも該当する者
し、又は変更することができる。	し、又は変更することができる。
で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定	で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定
る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令	る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令
。)について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回	。)について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回
掲げる者に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間に限る	掲げる者に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間に限る
て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間(当該各号に	て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間 (当該各号に
該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出	該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出
第五十六条 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに	第五十六条 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに
(保険料の額の特例)	(保険料の額の特例)
現行	改正案

(注)
傍線は
改正部
i分をi
亦 す。

2~7 (各)	2~7 (烙)
二~四 (略)	
口 (略)	口(略)
ک	ること。
三条第一項に規定する認定農業者であって農業を営むものであるこ	二条の二第一項に規定する認定農業者であって農業を営むものであ 三条第一項に規
· イ 農業経営基盤強化促進法 (昭和五十五年法律第六十五号) 第十	イ 農業経営基盤強化促進法 (昭和五十五年法律第六十五号) 第十
一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者	一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者
し、又は変更することができる。	し、又は変更することができる。
で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定	で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定
、 る額であってその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令	る額であってその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令
[。) について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回	。)について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回
掲げる者に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間に限る	掲げる者に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間に限る
て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間 (当該各号に	て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間 (当該各号に
該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出	該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出
第四十五条 農業者年金の被保険者であって次の各号のいずれかに	第四十五条 農業者年金の被保険者であって次の各号のいずれかに
(保険料の額の特例)	(保険料の額の特例)
現行	改正案